



平成 29 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 J S P
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 酒 井 幸 男
(コード番号 7942 東証第 1 部)
連 絡 先 の 氏 名 総 務 人 事 本 部 谷 口 一 郎
広 報 I R 室 長
(TEL 03-6212-6306)

公正取引委員会審決への対応に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 24 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その後審判手続きを経てまいりましたが、平成 29 年 2 月 9 日に公表いたしました「公正取引委員会審決に関するお知らせ」にてご案内したとおり、同年 2 月 8 日に、同委員会から当社の審判請求を棄却する旨の審決（以下「本審決」という。）書の送達を受けました。

当社は本審決の内容について慎重に検討した結果、平成 29 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、審決取消訴訟を提起しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、平成 24 年 9 月 24 日、公正取引委員会から EPS 土工法において使用される発泡スチロールブロックの販売に関して、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令（以下「本件命令」という。）を受けました。

当社は本件命令について、その内容が当社の見解と異なり、承服できないものであることから、平成 24 年 11 月 22 日付で審判請求を行い、実態に即した判断を求めてまいりましたが、平成 29 年 2 月 8 日付で、同委員会から、前記本審決の送達を受けたものです。

2. 当社の見解と今後の対応

本審決における公正取引委員会の判断と当社の見解には相違はありますが、当社にとって長期に亘る本係争を終結させ、全社を挙げて来期最終年度を迎える中期経営計画の達成に取り組むことが喫緊の課題であることから、この度の結果を受け入れることとしました。

本審決を厳粛に受け止め、今後も引き続き、コンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

3. 当期業績への影響

本件に関わる課徴金につきましては平成 24 年度において特別損失として計上しており、平成 29 年 3 月期の業績に与える影響はございません。

以 上